



平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)

平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)

平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)

平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)

第1事件原告 宮内正巌

第2事件原告 溝川悠介 外44名

第3事件原告 北野重一 外57名

第4事件原告 高桑次郎 外21名

被 告 日本放送協会

意見陳述書

2019年8月5日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤真理



併合後の第14回口頭弁論期日にあたり、次のとおり意見陳述いたします。

1 7月4日公示、7月21日投開票で行われた参議院選挙は、年金問題、消費税増税問題、そして改憲問題など国民の暮らしと日本の未来がかかる歴史的な選挙であった。とりわけ、安倍首相が、「憲法を議論する政党を選ぶのか、全く審議しない候補者を選ぶのかを決めて頂く選挙だ。」と絶叫するなど改憲問題を初めて前面に立てて臨んだ国政選挙であった。

ところが、投票率は5割を切り、48・5%に留まり、戦後2番目の低さであった。朝日新聞は、「政党が『棄権』に負けた」との社説を出し、「候補者すべての得票の合計を棄権が上回ったことになる。議会が民意を正確に反映しているか疑われかねない。」「与野党ともに敗北を喫した。そう言わざるも仕方あるまい。」と指摘の上、「まず問われるべきは、有権者を引きつけることができなかつた政党、政治家の責任だ。」と指摘した（甲190）。

2 しかし、政党・政治家の責任を問うこと以上に、マスコミの責任、とりわけNHKの責任が問われるべきである。

選挙戦の中盤、7月13日から15日までの3日間は、土日祝日の3連休であったが、驚いたことに、NHKは14日（日曜日）の朝9時から70分間の各党代表者の討論会を企画しただけで、政見放送、経歴放送を除いて、選挙関係の報道を全く行わなか

った。消費税引き上げ問題、年金など社会保障問題、イラン沖への「有志連合」問題、日韓関係、改憲問題など7つの論点について、与野党7党の代表に順次聞いていくというやり方で、各論点について、10分程度の議論に限られ、各党の発言は、自民党の萩生田幹事長代行以外は、わずか1分程度で、議論が深められることは不可能であった。3日間のテレビは、テニスの温ブルドン大会の男女決勝、大相撲などのスポーツ番組、芸能ニュース、グルメ番組やバラエティー番組などに支配されていた。

- 3 「NHKとメディアを考える会（兵庫）」は今年の4月と5月に、NHKテレビ「ニュースウォッチ9」の放送チェックを行ったところ、両月とも最も長かったのは「スポーツ」であり、「政治」はいずれの月も4番目であった。「国会で何が議論されているのか、報道がほとんどない。国民の知る権利に応える公共放送の役割を果たしているのか疑問に思われる。」と指摘している。

4月は「スポーツ」の次に「皇室」関係の報道が2位を占めたが、祝賀一色で憲法に基づく国民主権の視点からみての、メディアとしての冷静な報道が必要ではなかったか。安倍政権の天皇の政治利用に協力したような報道だと思った。」と指摘されている（甲192）。

- 4 7月参議院選挙はどうだったか。NHKを含む在

京の地上波テレビ 6 局が参議院選挙公示後の 17 日間に行つた選挙関連の放送の総合計はわずか 36 時間 8 分に過ぎなかつた。36 時間というと、6 局のテレビ放送時間全体のわずか 0・5% に過ぎなかつたのである。3 年前の 2016 年参議院選挙時より 5 時間 22 分減少、6 年前より 13 時間 10 分減少と、テレビの選挙報道は減り続けているのである（甲 191）。

投票日 7 月 21 日には、各テレビ局は「開票速報」を長時間に亘つて放送したが、全議席が確定した翌朝には、吉本興業の反社会勢力「闇営業」問題一色で、参議院選挙の総括番組は見られなかつた。

5 2017 年 12 月 6 日の最高裁大法廷判決は、「放送は、憲法 21 条が規定する表現の自由の保障の下で、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与するものとして、国民に広く普及されるべきものである。」と判示した。

国民の知る権利に奉仕し、民主主義の前進に寄与する公共放送（公共メディア）を標榜し、国民から放送受信料を徴収している NHK ならば、普段はスポーツや娯楽番組が多いとしても、国政選挙期間中は、選挙に関する報道の量を飛躍的に増やすのが当然ではないか。少なくとも、連日、夜間のゴールデンタイム（午後 7 時から 10 時）の 3 分の 1 程度の時間を選挙関連報道に充てる、週末は日中も含めて

さらに十分な時間を選挙報道に充てるべきであろう。選挙報道は、情勢分析などではなく、争点を中心にして、政党間の議論、有識者及び各世代や各界各層の代表者、関係者も含めた討論会、ディベートなどを企画すべきである。

- 6 形式的に各党横並びの政治的公平を図るだけでは足りない。争点に関連して、事実に即した議論、多角的に論点を深める議論が不可欠である。戦前、「大本営発表」の道具とされて侵略戦争に加担した痛苦の歴史の反省の上に、基本的人権の尊重、恒久平和主義の憲法のもとで民主主義の前進、発達に寄与するものとして発足したのがNHKである。

ごく短時間の政党討論会と各党首の街頭演説の切り貼りなどでお茶を濁す、NHKの現在の選挙報道は、争点や現政権のウソと偽りの政権体質の顕在化を避けようとする、政府与党寄りの「アベチャンネル」の象徴と批判されなければならない。

吉本騒動にみられるように、視聴率優先で、CM収入に依存する民間放送の限界が露呈されつつある今日、NHKを「政府の広報機関」から、国民の知る権利と民主主義の前進に寄与する「市民的公共機関」に変えていくために、本件裁判は極めて重要である。

- 7 放送を語る会やBPOなどから、くり返し、選挙報道のあり方について、是正改善要求が出されてき

たが、N H K の選挙報道は益々、政権寄りに後退し、主権者国民のための公共放送としての精彩を欠くものとなっている。

国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が長年に亘り、放送され続け、それを是正することが困難な状況に立ち至っていることは明らかであり、原告らには確認の利益が認められる。

8 裁判所が、人証の取調を含む十分な審理を尽くした上で、原告らの請求の適否について、正面から判断されるよう求める。そのために、2019年2月27日付け要請書で詳述した通り、本件を合議体による審理に移行されるよう要請する。

なお、本件の原告は、「N H K 問題を考える奈良の会」に結集するものであるが、奈良の会は、今回の参議院選挙で「N H K をぶっ壊す」と連呼し、初の1議席を得た「N H K から国民を守る会」とは理念も政治信条も政策も全く異にするものであることを、念のため申し添えておきたい。

以上